

## 全国漁業共済組合連合会 会長理事 奈良 満

謹んで新年のご挨拶を申しあげます。

新春にあたり、皆様のご健康とご多幸を心よりご祈念申しあげます。

昭和39年に漁業災害補償法が施行され、「ぎょさい」は台風・赤潮等の自然災害による漁業被害や不漁・魚価の低迷などによる損失を補償し、漁業経営の再生産と安定に寄与する事業としてスタートしました。これまで数次にわたる法律改正を経てきましたが、昨年5月にも漁業災害補償法が改正・公布され、新たな補償の仕組みが創設され、令和8年4月1日施行・改正されます。また、計画的に資源管理・漁場環境の改善に取り組む漁業者を対象に漁獲変動等に伴う減収を補填する漁業収入安定対策事業（積立ぶらす）が実施されており、「ぎょさい」とあわせて漁業経営を守るセーフティネットとしての重要な役割を担っております。

さて、昨年を振り返りますと過去最長に継続していた黒潮の大蛇行は終息したものの、海洋環境の変化等に起因するさけの歴史的な不漁や陸奥湾のほたて貝養殖業・瀬戸内海のかき養殖業で高水温等による大量斃死が発生しました。これに加えて、大規模な林野火災による定置網漁具・わかめ養殖業の施設等の焼失被害、カムチャツカ半島沖地震の津波によるかき養殖業を中心とした漁業施設の損壊、線状降水帯による日本海側の東日本から西日本にわたる広範囲での大雨被害等も発生しております。また、国際情勢の影響で燃油・餌料価格が高止まりするなど、漁業経営を取り巻く環境は依然として厳しい年となりました。

そのような中、「ぎょさい」と「積立ぶらす」は漁業経営のセーフティネットとして国の重要な水産施策に位置付けられており、「ぎょさい」と「積立ぶらす」への加入は、安心して漁業経営を継続する上で欠かすことのできないものとなっております。改正された漁業災害補償法による制度のもと、漁協系統・漁業者団体の皆様と緊密に連携しながら事業の実施に努めて参ります。

今年度も残り3ヶ月となりましたが、令和7年度の全国普及推進目標として掲げている「ぎょさい」の共済金額7,587億円、加入率90%、「積立ぶらす」の漁業者積立額369億円の達成に向けて漁業共済団体一丸となって加入推進に取り組んで参ります。

新たな一年が災害のない豊漁・豊作となることをご祈念申しあげるとともに、皆様の変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

